

須賀川市公告第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び須賀川市財務規則（昭和41年須賀川市規則第12号。以下「規則」という。）第98条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成26年5月30日

須賀川市長 橋本 克也

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第13号
- (2) 工事名 須賀川市新庁舎建設本体工事
- (3) 工事場所 須賀川市八幡町135番地
- (4) 工期 本契約締結の日から平成28年3月25日（金）まで
- (5) 工事種別 建築一式
- (6) 工事概要 主たる構造：鉄筋コンクリート造＋プレキャストコンクリート造
階数：地下1階＋地上6階（4階＋機械室階＋展望階）
敷地面積：23,110㎡（庁舎建築敷地面積：16,682.39㎡）
建築面積：4,303.42㎡（庁舎棟3,868.97㎡ 附属棟合計434.45㎡）
延床面積：17,339.11㎡（庁舎棟17,019.73㎡ 附属棟合計319.38㎡）

2 工事の入札方式

本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による制限付一般競争入札とする。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

対象工事の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者により構成される共同企業体であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の要件

- (ア) 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。
- (イ) 共同企業体の全ての構成員は、次の各号の要件の全てを満たすものとする。
 - a 「競争入札の方法により工事又は製造の請負、物品の買入れ、委託その他の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格、その資格審査の申請の時期及び申請に必要な書類等の指定」（平成20年須賀川市告示第92号。以下「入札参加資格告示」という。）第2条の規定により、建設工事入札参加資格の認定を受けていること。
 - b 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可後の営業年数

が3年以上あること。

c 構成員が次に掲げる全ての工事において施工実績があること。ただし、やむを得ない場合には、構成員の2分の1以上の者がこの要件を満たすことで足りるものとする。

① 官公庁又は民間発注の新築工事で、延べ面積が10,000㎡以上のもの。

② 官公庁又は民間発注の新築工事で、延べ面積が5,000㎡以上で免震工事を伴うもの。

③ 官公庁又は民間発注の新築工事で、延べ面積が5,000㎡以上でプレキャストコンクリート造のもの。

d 次に掲げる要件全てを満たす技術者を有し、本工事に専任で配置できること。

① 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者。

② 建築工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者。

③ 告示以前に3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係に有る者。

④ cの①から③までの2項目以上の実績がある者。

e 電気設備工事に携わる技術者のうち、一級電気工事施工管理士の資格を有する者であり、cの①から③までの1項目以上の実績がある者を本工事に専任で配置できること。

f 機械設備工事に携わる技術者のうち、一級管工事施工管理士の資格を有する者であり、cの①から③までの1項目以上の実績がある者を本工事に専任で配置できること。

(ウ) 共同企業体の構成員の組合せは、等級別格付区分「建築一式」が最上位の等級に格付されている者による組合せ、又は最上位の等級に格付されている者と第2順位の等級に格付されている者との組合せとし、市内に建設業法第3条第1項に規定する本店若しくは営業所を有する者1社以上を含むものとする。

(エ) 共同企業体には、構成員のうち中心的な役割を担う者で施工能力が大きい者(以下、「代表者」という。)を置くものとする。

(オ) 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

(カ) 共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の各号に定める割合以上であるものとする。

a 2社の場合 30%

b 3社の場合 20%

(2) 代表者の資格要件

(ア) 須賀川市競争入札参加者等選定規程(昭和48年須賀川市訓令第4号。以下「選定規程」という。)第4条第1項に規定する平成25・26年度工事等請負有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者であること。

(イ) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) 須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱(平成22年7月1日施行)に基づく入札参加資格制限期間中の者でないこと。

- (エ) 有資格者名簿の「建築一式」の等級区分が「A」に格付をされている者であり、公告日における建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評点が1,800点以上であること。
 - (オ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項及び第15条の規定による許可を受けていること。
 - (カ) 建設業法第26条の規定その他法令に違反しない技術者を適正に配置できること。
 - (キ) 過去10年間において、本工事と同種の工事について、国、都道府県、政令指定都市、市町村、公団・公社等の特殊法人発注の施工実績があること。この場合において、施工実績は、元請によるものとするが、それに相当する実績を有する場合も含むものとする。
 - (ク) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
 - (ケ) 市税の滞納がないこと。
- (3) その他構成員の資格要件
- (ア) 須賀川市競争入札参加者等選定規程（昭和48年須賀川市訓令第4号。以下「選定規程」という。）第4条第1項に規定する平成25・26年度工事等請負有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
 - (イ) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (ウ) 須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱（平成22年7月1日施行）に基づく入札参加資格制限期間中の者でないこと。
 - (エ) 須賀川市内に本店を有し（証明できるものの写し添付）、等級別格付審査における客観的及び発注者別評価審査項目に基づいて算出した総合数値「建築一式」が840点以上の者であること。
 - (オ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項及び第15条の規定による許可を受けていること。
 - (カ) 建設業法第26条の規定その他法令に違反しない技術者を適正に配置できること。
 - (キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
 - (ク) 市税の滞納がないこと。

4 入札参加資格の審査及び確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に定めるところにより共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）及び制限付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、それぞれ下記担当課に提出すること。

■審査申請書に添付する書類

- (ア) 特定建設工事共同企業体構成員表
- (イ) 特定建設工事共同企業体協定書の写し

(ウ) 各構成員の建設工事入札参加資格審査申請書の写し及び次に掲げる書類の写し

- a 建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し
- b 経営事項審査結果通知書の写し
- c 工事経歴書
- d 技術者経歴書
- e 営業所に見積り、入札、契約、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任している場合に限り、営業所一覧表及び営業所に権限を委任したことを証する書面（以下「営業所一覧表等」という。）
- f 納税証明書又はその写し（消費税及び地方消費税並びに審査基準日の直前1年において須賀川市に納付し、又は納付すべき額が確定した法人市民税、固定資産税及び軽自動車税に限る。以下同じ。）

■確認申請書に添付する書類

(ア) 経営事項審査結果通知書の写し

(イ) 納税証明書

(2) 審査申請書及び確認申請書の配付

(ア) 配付期間 平成26年5月30日（金）から平成26年6月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 配付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 配付場所 審査申請書：須賀川市行政管理課
確認申請書：須賀川市建築住宅課

(エ) 配付方法 直接配付するほか、市ホームページに掲載する。（ダウンロード可、郵送等の取扱いは行わない。）

(3) 審査申請書及び確認申請書の受付

(ア) 受付期間 平成26年5月30日（金）から平成26年6月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 受付場所 (2)に同じ。

(エ) 受付方法 書類の提出は持参によるものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(4) その他

審査申請書及び確認申請書記載内容についての変更が生じた場合は、平成26年7月3日（木）午後5時15分までに、書面により申請すること。

5 設計図書の閲覧

設計図書を次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧場所 須賀川市建設部建築住宅課

(2) 閲覧期間 平成26年5月30日（金）から平成26年6月20日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(3) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 設計図書閲覧及び貸出

入札に参加しようとする者は、(2)の閲覧期間中において、設計図書閲覧等申請書を提出し、設計図書等を閲覧することができるほか、見積に使用する場合に限り、設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。なお、設計図書は電子媒体(CD-R)により貸し出しすることとする。ただし、図面等、電子データ化困難な資料については、印刷物によるものとする。

6 質問書の提出

入札参加資格者は、設計図書等に関し質問があるときは、設計図書に関する質問書(以下「質問書」という。)を提出することができる。

(1) 提出場所 須賀川市建設部建築住宅課

(2) 提出期限 平成26年5月30日(金)から平成26年6月19日(木)午前10時まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

7 質問の回答

質問書に対する回答は、平成26年6月20日(金)までに質問者に、原則としてFAXにより回答するとともに、設計図書閲覧場所において質問書と併せてその写しを閲覧に供するほか、市ホームページにおいても公表する。

8 入札参加資格決定及び必要な資格の確認結果の通知

入札参加資格を有する旨の決定及び入札に参加する者に必要な資格の確認結果については、平成26年7月2日(水)までに資格決定通知書及び制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書(以下「審査結果通知書」という。)により通知する。

9 入札に参加する者に必要な資格を有しない者に対する理由の説明

(1) 8の審査結果通知書により入札に参加する者に必要な資格を有しないとされた者は、平成26年7月3日(木)までに建築住宅課に説明を求める書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。

(2) 市は(1)により入札に参加する者に必要な資格を有しないとしたことについて、説明を求められたときは、書面により回答する。

10 入札参加資格の喪失

入札に参加する者に必要な資格を有するとされた者(以下「入札参加資格者」という。)が、3に掲げる条件に該当しなくなったとき又は確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、入札に参加する資格を喪失する。

11 入札執行日時等

(1) 入札日時 平成26年7月4日(金)午前9時

(2) 入札場所 市仮設庁舎2階特別会議室

12 入札保証金の納付

入札参加資格者は、この公告に示す入札日の前日の午後5時15分までの間に、規

則第99条の規定により見積に係る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金又は入札保証金に係る担保として有価証券を納付、若しくは提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする入札保険契約を締結している者であるとき。
- (2) 過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者を構成員に含むとき。

1.3 入札書記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（税抜き額）を入札書に記載すること。

1.4 入札の執行

- (1) 入札参加者は、審査結果通知書を提示するとともに、第1回の入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書（市指定様式による。）を提出しなければならない。
- (2) 前項に定める要件を満たした工事内訳書を提出しなかった場合は、失格とする。

1.5 入札の無効

3の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1.6 落札者の決定等

- (1) 予定価格内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 第1回の入札で落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、前回の入札において最低制限価格より低い価格の入札者は、参加できないものとする。

1.7 契約に関する事項

- (1) 規則及び須賀川市工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づき契約を締結する。
- (2) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立するものとする。

1.8 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、規則第116条第1項の規定により、請負代金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。なお、規則第116条第2項各号に掲げる担保（契約保証金に代わる担保となる有価証券又は債務の不

履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書）の提供があった場合は、それに代えることができる。ただし、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約又はこの契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結し、保証証券の提出があったときは、契約保証金の納付は免除する。

19 現場代理人の常駐義務緩和

本工事は、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。